

新型コロナウイルス感染症関連 消費活性化事業・ 事業者支援事業

問合せ
市役所商工労政観光課
商工労政係 ☎32-1841

消費活性化特別支援事業

オールあかびら！たすけ愛商品券

市内で使える「たすけ愛商品券」

市民一人につき、たすけ愛商品券

1万円分

登録店すべてで使用できる

「共通商品券5,000円分」

登録店のうち

中・小規模店で使用できる

「地域商品券5,000円分」

手続きは不要です♪



7月上旬
発送予定

詳細は、
広報あかびら
7月号に掲載

事業者の皆様へ

「たすけ愛商品券」

登録店 募集

※換金手数料はかかりません。

申請期限

6月9日(水)まで

商品券利用期間

7月上旬～12月下旬(予定)

※利用が可能な店舗には、登録証を交付します。

応募資格など

◆赤平市内に事業所、店舗などを有する事業者

◆令和2年度に実施した本事業で登録店となっていた事業者は申請不要(登録店として希望されない場合はご連絡ください)

※赤平市暴力団等排除条例第2条第1号から2号に規定する「暴力団」「暴力団員」に該当する者が運営する事業所、特定の宗教又は政治団体と関わるもの、公序良俗に反する営業を行なうものを除く。

申込み

市役所2階 商工労政観光課

申込書に必要な事項を記入して提出してください。

※申込書は赤平市ホームページからダウンロードいただくか、窓口でお渡しします。

※お申し込みの際は、取り扱いに関わる左記の注意事項をご覧ください。

【注意事項】

◆商品券と現金(電子マネーを含む)の交換は禁止。

◆つり銭は出さないこと。

◆公共料金、たばこおよび換金性の高い商品(有価証券、商品券、切手、印紙、プリペイドカードなど)との交換は禁止。

◆受け取った商品券は、厳重に管理し、換金請求を期間内に換金受付会場で行なうこと。

◆登録店舗は、ポスターを店頭の目立つ場所に表示すること。



第3弾 赤平市中小企業等事業継続支援金

令和3年3月から8月までの期間のうち、連続する3カ月間（対象期間といいますが）の事業収入の合計が、前年または前々年同期と比較して20%以上減少している事業者の方を支援します。

× 1万円 + 20万円

支援額

対象期間中の
雇用保険
被保険者数の平均

支援対象者

- 1 赤平市内に住所または事業所を有し、通年で事業を営む法人または個人事業者（ただし、大企業は除く）であること。
- 2 令和2年12月31日以前から事業により事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること。
- 3 令和3年3月〜令和3年8月の期間のうち、連続する3カ月間の事業収入の合計が、前年または前々年同期と比較して20%以上減少していること。
- 4 対象期間の合計事業収入を比較する前年または前々年同期の合計事業収入が支援額以上であること。
- 5 特定の宗教・政治団体、公序良俗に反する営業、暴力団・暴力団員等の構成員、赤平市市税等の特定滞納者でないこと。

支援対象外

農業・林業・漁業・医療・福祉の業種を営む者。

申請期間

6月1日(火)〜10月29日(金)

申請方法

申請書は、市ホームページからダウンロードいただくか、市役所2階商工労政観光課窓口で受け取り、左記書類を添付して、原則郵送でご提出ください。

- 1 対象期間の事業収入がわかる書類（売上台帳、帳簿など）
- 2 対象期間の前年または前々年の事業収入がわかる書類（確定申告書、青色申告決算書、法人事業概況説明書など）
- 3 対象期間の雇用保険被保険者数の平均がわかる書類（事業所台帳異動状況照会）
※対象期間中に雇用保険被保険者がいない場合は不要
- 4 個人事業者は身分証明書
- 5 振込先口座確認書類

※添付する書類は全て写しでかまいません。

新型コロナウイルス感染症対策 飲食業等継続支援金

広報あかびら4月号および5月号でお知らせしました本事業は5月19日をもって受け付けを終了しました。

そのほかの事業者を対象とした新型コロナウイルス感染症関連支援策については、市ホームページをご覧ください。

赤平市ホームページ

「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への支援策等について」

▼ <https://www.city.akabira.hokkaido.jp/docs/1245.html>

QRコード

